

自立支援医療 育成医療



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

自立支援医療 育成医療

【利用できる人】

18歳未満の児童で、以下の身体に障害をもっているまたはこれを放置すると将来障害を残すと認められる方が、手術等によって障害の改善が見込まれる場合の医療費を助成する制度です。

【利用者負担】

- ・医療費の自己負担が原則1割負担になります。
- ・世帯の所得税額によって、負担額に上限があります。

市町村による乳幼児医療、こども医療により医療費自己負担軽減が図れる場合があります

【所得に応じた自己負担限度額】

階層	対象世帯	自己負担限度額	
		重度かつ継続	重度かつ継続 非該当
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
非課税	生計中心者の収入が80万円以下	2,500円	2,500円
	生計中心者の収入が80万円を超える	5,000円	5,000円
課税	世帯の住民税が3万3千円未満	5,000円	5,000円
	世帯の住民税が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円	10,000円
	世帯の住民税が23万5千円以上	20,000円	対象外

- 原則、手術の前に申請手続きを行う必要があります
- 入院時食事療養費は自己負担となります
- 「重度かつ継続」の範囲
 - ・疾病、症状から対象となる方は、腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
 - ・疾病に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

【手続き方法】

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります



窓口	住民票のある市町村役場
申請書類	<ul style="list-style-type: none">・申請書・医師の意見書・世帯調書・マイナ保険証か資格確認書・所得税額を証明するもの



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193